

事務連絡
令和2年8月3日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の患者の多くの症例で、発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などが見られ、また、初期症状として、嗅覚障害や味覚障害を訴える患者がいることが明らかになっています。

こうした症状を呈している方に対しては、年齢を問わず、速やかに帰国者・接触者外来等の受診を促すなど、検査の実施に向け、積極的な対応をお願いいたします。

併せて、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方で、発熱や呼吸器症状などを呈している方に対しても、検査の実施に向け、積極的な対応をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査については、以下の点にご留意いただき、検査体制の整備にご協力いただくようお願いいたします。

- ・行政検査の委託契約（集合契約含む。以下同じ。）に関し、既に締結済みの委託契約については、新たな検査方法が追加された場合でも、契約当事者の異議がある場合を除き、改正後の取り扱いとみなし、新たな検査方法に関する委託契約を締結し直す必要はないこと^{（注1）}
- ・契約を希望する医療機関が適切な感染対策が講じられていることを表明した場合には、その表明をもって要件を満たすものとして委託契約の締結を行うこと^{（注2）}

注1：「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日付け健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年6月25日最

終改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000644313.pdf>

注2 : 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取り扱いについて (再周知)」 (令和2年7月17日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000650460.pdf>